

「日本緑化工学会誌 投稿規程」 (2022年11月1日改定)

1. 投稿資格

投稿者は原則として日本緑化工学会正会員および正会員に準ずる学生会員に限る。連名の場合は、筆頭著者と責任著者 (Corresponding author) の両者が、正会員または学生会員であることを必要とする。責任著者とは、筆頭著者とともに入稿から掲載後の原稿に関するすべてのやり取りに責任を持つ著者である。ただし、編集委員会が認めた場合は、非会員の投稿を受け付ける。

2. 投稿原稿の条件と種別

2.1 条件

原稿は原則として未発表のものに限る。投稿原稿のオリジナリティに関して以下の点に注意すること。

- ① 学会誌 (国内・国外)、商業誌、単行本、Web上など一般に広く公表された文書 (通常の文献検索、Web検索などにより閲覧可能な学位論文、報告書など) は既発表とし、原則としてオリジナリティは認めない。
- ② 投稿原稿が既発表文書と基本的に同じであり、読者に新しい知見が与えられないものであればオリジナリティを認めず、二重投稿とみなして採用しない。本学会誌以外の雑誌に同時に投稿する行為も二重投稿とみなして採用しない。また、分割出版 (一つの原稿として発表できる内容を分割して出版する行為) は出版倫理に反するので、これを禁ずる。こうした不正が発覚した場合は、編集委員会の判断で原稿受理後であれば掲載を認めず、原稿掲載後であれば取り下げを行う。
- ③ ただし、学会大会講演要旨、国内外の学術集会などの抄録であって、和文の場合はおよそ2,000字、英文の場合はおよそ750語を超えない比較的短い文書は既発表とせず、その内容をより詳細に取り扱った投稿原稿にはオリジナリティを認める。
- ④ 投稿原稿のオリジナリティを確認するために、関連する既発表文書が存在する場合には、投稿時に文書情報を提出すること。
- ⑤ 盗用 (他人の成果や知見、データ、原稿の内容の一部を自分のものとして投稿する行為)、盗作 (他人の成果や知見、データ、原稿の内容の全部を自分のものとして投稿する行為) を禁ずる。
- ⑥ 改ざん (データを根拠なく書き換える行為)、捏造 (事実に基づかないデータなどを作り出す行為)、剽窃 (他人や著者の成果に関し、その出典を明記せずに使いまわす

行為)を禁ずる。なお、論文・短報・総説の校閲時に自著の出典を伏せて本文に引用する必要があり、その方法は執筆要領を参照すること。

- ⑦ ギフトオーサiership(投稿原稿に関わる成果に直接貢献していない者、投稿原稿に関わる成果に一切貢献していない者が共著者となる)の行為を禁ずる。
- ⑧ 本学会誌に掲載された論文等の著作権に関しては自著であっても十分に配慮すること。
- ⑨ 上記の他、社会的に重大な不正行為が認められる場合は、編集委員会で対策を協議する。

2.2 種別 (大会号は論文と技術報告のみ)

以下の通り論文、短報、総説は和文または英文とする。そのほかの原稿は和文が望ましい。

- 1) 論文：緑化に関わるオリジナルな学術的あるいは応用技術的研究の成果であって、独創性があり、論文として完結した体裁を整えている和文または英文。
- 2) 短報：予報的または速報的な内容を持つが、論文に準ずる研究成果をまとめた和文または英文。
- 3) 総説：緑化に関わる研究・技術動向などを評論・解説した和文または英文。
- 4) 技術報告：緑化に関わる調査・計画・設計・施工・管理、緑地の保全・利用などをまとめた技術あるいは研究に有益な報告。和文が望ましい。
- 5) 技術資料：緑化に関わる新しい技術・手法・資材・機械などの紹介、もしくは工事記録など研究あるいは実用面で価値が高い事項に関する資料。和文が望ましい。
- 6) 緑化植物ど・こ・ま・で・き・わ・め・る (以降、緑化植物と記す)：緑化に関係する植物に関する解説。
- 7) 新博士紹介：最近博士号を取得した者が、博士学位論文の内容とともに、博士号を取得するに至った経緯やこれからの抱負などについて紹介したもの。
- 8) 文献紹介：Landscape and Ecological Engineeringに掲載された原稿の著者自身による紹介 (LEE-navi) や、国外・国内で最近刊行された緑化に関する書籍・文献の紹介。
- 9) コラム：緑化にまつわる話 (緑の談話室)、会員の自慢、緑化に関する講座など。

10) その他：緑化に関する特集記事，学会賞受賞寄稿，研究部会の事業，随想，記録など。

3. 原稿のページ数および掲載料，超過の経費など

3.1 ページ数

以下のとおり原稿のページ数および超過上限を定める。ただし，編集委員会が認める場合はこの限りではない。大会号はページの超過を一切認めない。

- 1) 論文：通常号は8ページ以内。超過上限は4ページで計12ページ。大会号は6ページ以内で超過は認めない。
- 2) 短報：4ページ以内。超過上限は2ページで計6ページ。
- 3) 総説：8ページ以内。超過上限は4ページで計12ページ。
- 4) 技術報告：通常号は6ページ以内。超過上限は2ページで計8ページ。大会号は4ページ以内で超過は認めない。
- 5) 技術資料：2ページ以内。超過上限は2ページで計4ページ。
- 6) 緑化植物：2ページ以内。
- 7) 新博士紹介：2ページ以内。
- 8) 文献紹介：2ページ以内。
- 9) コラム：2ページ以内。
- 10) その他：4ページ以内。

3.2 掲載料

論文，短報，総説，技術報告，技術資料の掲載が決定した際には，著者は掲載料（論文，短報，総説は15,000円，技術報告は10,000円，技術資料は5,000円）を納める。原稿種別ごとに規定されたページ数を超過する場合は追加して納めること（1ページ当たり5,000円）。ただし，編集委員長が特別に認めた場合にはこれを免除する。また，緑化植物，新博士紹介，文献紹介，コラム，その他は掲載料を必要としないが，これらの規定されたページを超過する場合は別に収めること（1ページ当たり5,000円）。

3.3 別刷り料金

別刷りの印刷費用は原則として、別に定めた実費費用を著者が負担する。

4. 原稿の書き方

「執筆要領，原稿テンプレートWordファイル」を参考にすること。

5. 原稿の送付および送付先・問い合わせ先

5.1 原稿の送付

1) 論文，短報，総説，技術報告，技術資料

投稿管理システム（Editorial Manager，以降，EMと記す）の本学会の専用サイト（<https://www.editorialmanager.com/jsrt/>）から投稿する。「原稿種別の原稿テンプレートWordファイル」を用いて作成した原稿ファイルをEMから投稿する。EMからの投稿方法の詳細は，学会HP等を参照すること。

2) 緑化植物，新博士紹介，コラム，文献紹介，その他

「原稿種別の原稿テンプレートWordファイル」を用いて作成した原稿ファイルを編集委員会事務局（editorial-office@jsrt.jp）にメールに添付して投稿する。

5.2 問い合わせ先

日本緑化工学会誌 編集委員会事務局：editorial-office@jsrt.jp

6. 原稿の取り扱い

6.1 審査など

EMに投稿された原稿は，まず編集委員会で規定審査が行われる。規定審査において本学会誌での取り扱いが困難と判断された場合には，対象外の判定を下すことがある。規定審査を通過した原稿は，論文，短報，総説については校閲委員の校閲を経て原稿の採否を決定する。原稿の修正および返送を著者へ要求した後に，特別な理由なしに原稿が期日までに返送されない場合には不採用の判定を下すことがある。掲載する原稿については「投稿原稿の受理および掲載通知」を，不掲載と判断された原稿は「不採用通知」を著者にEMを通じて行う。著者に各種通知文書の郵送は原則的に行わない。編集委員会は著者の承諾を得て，原稿の一部を変更することがある。受理原稿の修正を著者が無断で行うことを禁ずる。なお，原稿受付から掲載まで編集委員会は，内容の確認とともに倫理性（二重投稿，自己盗用等）を随時審査し，必要に応じ審査の可否を決定する。

6.2 審査基準

自技術の過度の宣伝的表現を行っていないこと。

6.3 ヒトおよび動物に関わる研究における倫理的配慮

投稿原稿がヒトを対象とした研究、遺伝子組換え生物等を使用した研究、動物を対象とした研究等、倫理的配慮が必要とされる研究の内容を含む場合は、当該研究が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省令和3年3月23日制定）等、ならびに「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省平成18年6月1日制定）等を遵守して行われたものでなければならない。著者が所属する組織に研究や実験の実施に係る倫理委員会が存在する場合、あるいは外部の倫理委員会に審査を依頼することが可能な場合には、当該の倫理委員会から承認を得るとともに、その旨を論文中に記載すること。記載のない場合については、編集委員長が著者に対して研究内容の確認を行うとともに、当該投稿原稿の採択の可否について編集委員会に諮るものとする。

6.4 英文校閲

表題、本文、摘要、図表タイトル等のネイティブチェックを必ず受けること。英文校閲の費用は著者負担とする。

7. 校正

著者校正は初校について行い、校正は誤植の訂正程度にとどめる。図表、写真および内容を大幅に変更した原稿の掲載は認めない。

8. 正誤表 (Errata)

原稿掲載後であっても、掲載内容に誤りがあれば、正誤表 (Errata) の発行によって内容を修正できる。訂正を希望する著者（筆頭著者もしくは責任著者）は、編集委員会に誤りの詳細と訂正希望を連絡すること。正誤表 (Errata) の発行は、別に定める著者負担で行われる。発行は、編集委員会の判断で行われる。

9. 著作権

掲載された原稿は、すべて日本緑化工学会に帰属する。転載には編集委員会の許可が必要となる。